

児童扶養手当システム標準化自治体分科会
(第2回) 議事要旨

日時：令和4年1月26日(水) 13:30～15:30

場所：WEB 開催

出席者(敬称略)：

(座長)

生田 正幸 関西学院大学 人間福祉学部教授

(構成員)

石岡 幸生 青森県健康福祉部こどもみらい課 主幹
遠藤 厚志 川崎市こども未来局総務部企画課 担当係長
池田 国大 川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課
岡田 正聡 東大阪市市民生活部国民年金課 主査
水谷 雅弘 東大阪市市民生活部国民年金課 主任
佐野 友亮 加古川市家庭支援課 児童扶養手当担当
坂爪 武 長野市こども未来部子育て支援課 係長

(オブザーバ)

池端 桃子 デジタル庁プロダクトマネージャー
清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付

(厚生労働省)

笹田 法明 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① ご出席状況の確認
 - ② 事務局提出資料について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（必須・オプションの再整理について）

- 来年度の全国意見照会を行うにあたり、実装している自治体の多寡により必須・オプションの分類を行うことは大量のオプションが追加される等の懸念があり、現実的でないため、新たな基準を設定する必要がある。
- 新たな必須・オプションの基準として、「①全ての市に必要な要件」は必須とし、「②大規模自治体における膨大な処理件数に対応するため必要な要件」、「③都道府県から町村に送付する通知書等、都道府県・福祉事務所未設置の町村など、特定の自治体のみ必要な要件」、「④事務の効率化や住民の利便性向上のため、法令様式に追加する項目及び帳票」、「⑤決裁機能等、自治体により実装状況が異なる要件」、の②～⑤に該当する要件はオプションとしている。オプション分類の①～⑤のいずれにも該当せず、廃止にした要件の多くは帳票であり、他の帳票と役割が重複しているものを一旦廃止にしている。
 - オプション分類②の「膨大な処理件数」が、具体的にどれくらいの処理件数を示しているのか、しきい値を設定した上で提示することが望ましい。

（【個別協議事項 1】各帳票の「文書番号」「文書記号」等の位置付け・定義について）

- 「文書記号」「文書番号」「通番」について新たに整理した結果、「文書記号」とは、組織名等を付与し、自治体内でどの組織から発出した帳票化を識別するために使用しているもので、「文書番号」は管理のために帳票種別単位で付与する番号と定義する。例えば、認定通知書は「00001」、認定却下通知書は「00002」とする等を想定している。また、「第XXX号」は「通番」を指しており、は通知書を一意に特定するための番号とする。
 - 「第XXX号」に「通番」を印字すること等の印字ルールも標準仕様書に定めるのか、自治体ごとの運用に任せるのかについて別途検討する。

（【個別協議事項 2】事実婚解消等調書のシステム管理について）

- 現状の標準仕様書（案）において、事実婚解消等調書に記載の項目を管理項目として記載しているが、本対応に対し、調書に記載のすべての項目をシステム管理することにより、システム開発コストの増大や職員の業務負荷増大につながるのご意見を頂いた。一方で、事実婚に関する審査をシステム上で遺漏なく行うべきとのご意見もあり、開発コスト・職員負担を抑えつつも機能要件にて事実婚に関する情報を管理する必要がある。
 - 新たな対応方針として、調書に記載のすべての項目を網羅的に管理するのではなく、一つの項目に調書の内容をまとめて記載できる欄を定義することを想定している。この場合、帳票印字の際は項目単位で印字されるため、項目内の情報がまとめて印字される点に留意されたい。また、調書に記載の情報のみが管理可能である点や、個人情報保護の観点から項目内に記載する内容について留意すべき点についても、標準仕様書上に注記として明記する方針である。
 - 対応方針に異論はないが、調書に記載の各項目については自治体により重要性の捉え方が異なることで、システム管理の可否の判断がばらつくことが懸念される。そのため、ベンダがすでに管理項目として実装しているものは重要な項目と見なした上で管理項目として定義し、それ以外の項目はまとめて管理するという対応が良い。

（【個別協議事項 3】各種申立書や調書のシステム管理について）

- 各種申立書・調書に記載の項目のシステム管理について、各種申立書・調書に記載の項目を網羅的にシステム入力する仕様にすることで、開発コストの増大及び自治体業務の煩雑化が見込まれるとのご意見を頂いた。
 - 対応方針として、申立書・調書に記載の項目を漏れなく管理項目として実装するのではなく、申立書に係る事項・調書に係る事項というようにまとめて記入欄を設けることを検討している。なお、本記入欄には申立書・調書に記載項目のある事項のみを入力するものである旨を、標準仕様書上に注記することを想定している。
 - 対応方針に異論はないが、自治体によっては、「遺棄申立書」等に記載の項目をすべてシステム管理し、フローチャート等で記載内容の判定を行っている場合もある。そのため、自治体の運用に合わせた項目管理を許容できるような標準仕様が望ましい。
 - 「16歳～19歳扶養申立書」や「児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書」等に記載の項目は、課税情報との連携で取得できないが所得判定に必要な項目であるため、システム管理する必要がある。
 - 申立書・調書の中には、全受給資格者が提出必須となる帳票と、要件に該当する一部の受給資格者のみ提出が必要な帳票がある。そのため、提出要否に係る要件に該当するの可否かを管理できるようにする必要がある。また、各種申立書・調書はそれぞれ作成者が異なり、提出が必須のものと任意のものがあるため、各項目の軽重を判断し、管理項目を整理すべきである。

（【個別協議事項 4】現況届における「受給者連絡先情報」「年金情報」「児童情報」「前年度認定状況」の4情報のシステムからの印字可否について）

- 現況届の印字に関して、システム印字すべき項目、自治体職員により印字切り替えができる項目、空白とすべき項目を定義している。受給資格者から届け出る情報である「受給者連絡先情報」、「年金情報」はシステム印字ではなく空白とすべき項目であるのご意見と、「児童情報」「前年度の審査結果」はシステム印字できた方が良いとのご意見を頂いた。
 - 対応方針として、「年金情報」は受給資格者からの届出に基づいて職員が事実確認をすることとなっているため、あらかじめシステム印字せず空白として定義し、その他の「受給者連絡先情報」「児童情報」「前年度の審査結果」は、自治体の運用が異なることから、自治体職員が印字有無を一括で切り替えることができる項目とする。
 - 対応方針に対し異論はない。ただし、「児童情報」の中の「同居・別居の別」については、システム印字した場合、住民票上と実際の同別居状況が異なる場合に正しく届け出られないケースが多いため、当項目に関しては空白にするか、「同居」「別居」を選択できるように印字した方が良い。
 - 年金の受給状況が現況届のタイミングで変わるケースはほとんどなく、年金の受給状況に変更があった場合は、別途「公的年金給付等受給状況届」を住民に提出して頂く必要があるため、現況届における「年金情報」はシステム印字すべきと考える。
 - オンライン手続きの対象となっている現況届の業務で、「ワンスオンリー」の観点を踏まえた上で、住民に届け出てもらわなければならない情報を整理して頂きたい。また、オンライン手続きの対象業務において連携すべき情報についても、デジタル庁にご検討頂きたい。